

令和2年11月9日

西三河各地区剣道連盟  
理事長・事務局長 様

西三河剣道連盟 理事長 大田義弘  
審査講習委員会 委員長 岡田正直

愛知県剣道連盟の下記令和2年度特別措置の対応により、冬季級審査会においても木刀による剣道基本稽古法は対象級全て**基本技1+基本技2を審査指定技**とすることで決定いたしましたので、各地区対象会員にもれなくご周知下さいますよう、宜しくお願い致します。

方法は防具着用し、竹刀による空間打突で変わりありません。

愛 剣 連 発 第 4 7 号  
令 和 2 年 8 月 1 3 日

各 位

一般財団法人愛知県剣道連盟  
理 事 長 祝 要 司  
審 査 委 員 長 尾 野 博 之

令和2年度特別措置  
一般財団法人愛知県剣道連盟  
剣道級審査会（1級～3級）及び段審査会（初段～三段）について

一般財団法人愛知県剣道連盟では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9月以降に実施する剣道級審査会（1級～3級）及び段審査会（初段～三段）につきまして、令和2年度特別措置として下記の通り審査要領を一部変更して実施いたします。審査に要する時間を短縮し、3密を少しでも回避することが目的です。受審者の皆様方におかれましては、趣旨をご理解いただき、円滑な審査会の実施にご協力くださいますようお願い申し上げます。

剣 道 級 審 査 会

●木刀による剣道基本技稽古法

3級 ⇒ 基本1～4の中から2種目実施（各地区で選択する）

2級 ⇒ 基本1～6の中から2種目実施（各地区で選択する）

1級 ⇒ 基本1～9の中から2種目実施（各地区で選択する）

※地稽古については従来通り実施する。

剣 道 段 審 査 会

●実技審査

初段 ⇒ 地稽古2回のみ ※基本は実施しない。

二段 ⇒ 地稽古2回のみ ※基本は実施しない。

三段 ⇒ 地稽古2回のみ ※基本は実施しない。

※形審査については従来通り実施する。